

告 示

埼玉県告示第二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三百五番地一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松本商会 代表取締役 松本伸一郎

埼玉県富士見市鶴馬三千四百六十八番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年十月三十一日